

『社会保険説明会』ならお任せください！ 専門家の社労士だから安心です。

☆今、なぜ社会保険がクローズアップされているのでしょうか。

☆国民健康保険・国民年金との違いは何か？メリット・デメリットは？

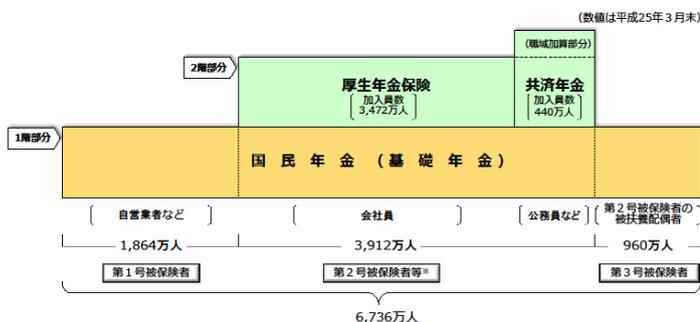
☆ご要望に応じて加入手続きも行います。ご安心ください。

＜建設業の社会保険未加入対策＞

1. 許可・更新書面への保険加入書類の添付義務
2. 経営事項審査時の保険未加入業者に対する減点幅の拡大
3. 特定建設業者の下請指導
4. 施工体制台帳への保険加入状況の記載義務
5. 再下請負通知書による保険加入状況のチェック
6. 元請企業の責任と役割の明確化
7. 下請企業の責任と役割
8. 法定福利費の適正な負担義務
9. 不良、不適格業者の排除
10. 建設業担当部局による指導監督の強化
11. 建設担当部局と社会保険担当部局との相互通報制度の設置・・・
12. 監督処分基準の改正

公的年金制度の仕組み

- ◆公的年金制度は、加齢などによる稼働能力の減退・喪失に備えるための**社会保険**。(防貧機能)
- ◆現役世代は**全て国民年金の被保険者**となり、**基礎年金**の給付を受ける。(1階部分)
- ◆会社員や公務員は、これに加え、**厚生年金や共済年金**に加入し、**基礎年金の上乗せ**として所得比例年金の給付を受ける。(2階部分)



※第2号被保険者等とは、被用者年金被保険者のことという(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、遺族を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

※厚生労働省のHPより

厚生年金、加入逃れ阻止

政府、納税情報で特定 中小など 80万社指導へ

2014/7/4 付日本経済新聞 朝刊

政府は厚生年金に入っていない中小零細企業など約80万社(事業所)を来年度から特定し加入させる方針だ。国税庁が保有する企業情報をもとに厚生年金に加入していない企業を調べ、日本年金機構が加入を求める。応じない場合は法的措置で強制加入させる。加入逃れを放置すれば、きちんと保険料を払っている企業や働く人の不満が強まり、年金への信頼が揺らぎかねないと判断した。...

3. 健康保険と国民健康保険の給付の比較

区分	健康保険 (被保険者)	国民健康保険 (被扶養者)
病気やケガをしたとき	療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 訪問看護療養費	家族療養費 家族訪問看護療養費
立て替え払いのとき	療養費 高額療養費 高額介護合算療養費	家族療養費 高額介護合算療養費
緊急時などに移送されたとき	移送費	家族移送費
療養のため休んだとき	傷病手当金	傷病手当金は無い
出産したとき	出産育児一時金 出産手当金	家族出産育児一時金 出産手当金は無い
死亡したとき	埋葬料(費)	家族埋葬料 葬祭費として支給
退職したあと(継続または一定期間の給付)	傷病手当金 出産手当金 出産育児一時金 埋葬料(費)	退職後の給付という考え方は無い

※全国健康保険協会のHPより

＜ポイント＞

- ・健康保険も国民健康保険も、医療を受けた時の自己負担額は同じ。高額療養費の限度額も同様。
- ・健康保険の傷病手当金・出産手当金制度(所得を補償する制度)は、国民健康保険にはない。
- ・国民健康保険に加入する人は全て被保険者。被扶養者はいない。